

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第71号

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市国民健康保険条例施行規則（昭和40年四日市市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（出産育児一時金の支給）</p> <p>第9条 条例第5条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>1万2千円</u>を加算する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（出産育児一時金の支給）</p> <p>第9条 条例第5条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、<u>1万6千円</u>を加算する。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の四日市市国民健康保険条例施行規則第9条の規定は、この規則の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金から適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

（健康福祉部保険年金課）